

経営理念

理念

西日本シティ銀行は、高い志と誇りを持って時代の変化に適応し、お客さまとともに成長する“九州No.1バンク”を目指します。

お客さまに一番近い

お客さまに一番近い銀行として、誠実に対応し、圧倒的に支持される銀行をめざします。

地域に貢献する

健全経営を基本に、地域に貢献し、積極的に社会的責任を果たすことで広く信頼される銀行をめざします。

期待に応える人づくり

あたたかな心とチャレンジ精神を持ち、自由闊達で積極果敢に行動する人づくりに努めます。

行動憲章

心がある

私たちは、いつもお客さまの身になって、丁寧に対応し、真摯にご相談に取り組みます。

情熱がある

私たちは、いつもお客さまの声に、熱く行動し、チャレンジし、スピーディにお応えします。

夢がある

私たちは、いつもお客さまの期待をこえた、新しく、価値のある提案をお届けします。

中期経営計画「アクティブNCB」

当行は、経営理念に掲げた『九州No.1バンク』の実現に向けて、4年間(平成17年4月～平成21年3月)を計画期間とする中期経営計画「アクティブNCB」を策定し、本計画に掲げた諸施策に取り組んでおります。

目指す銀行像

当行は、地域金融機関にとっての存立基盤である、地域の中小企業・個人のお客さまとのお取引の分野での、圧倒的な九州No.1の地位・存在感の確立を目指しております。

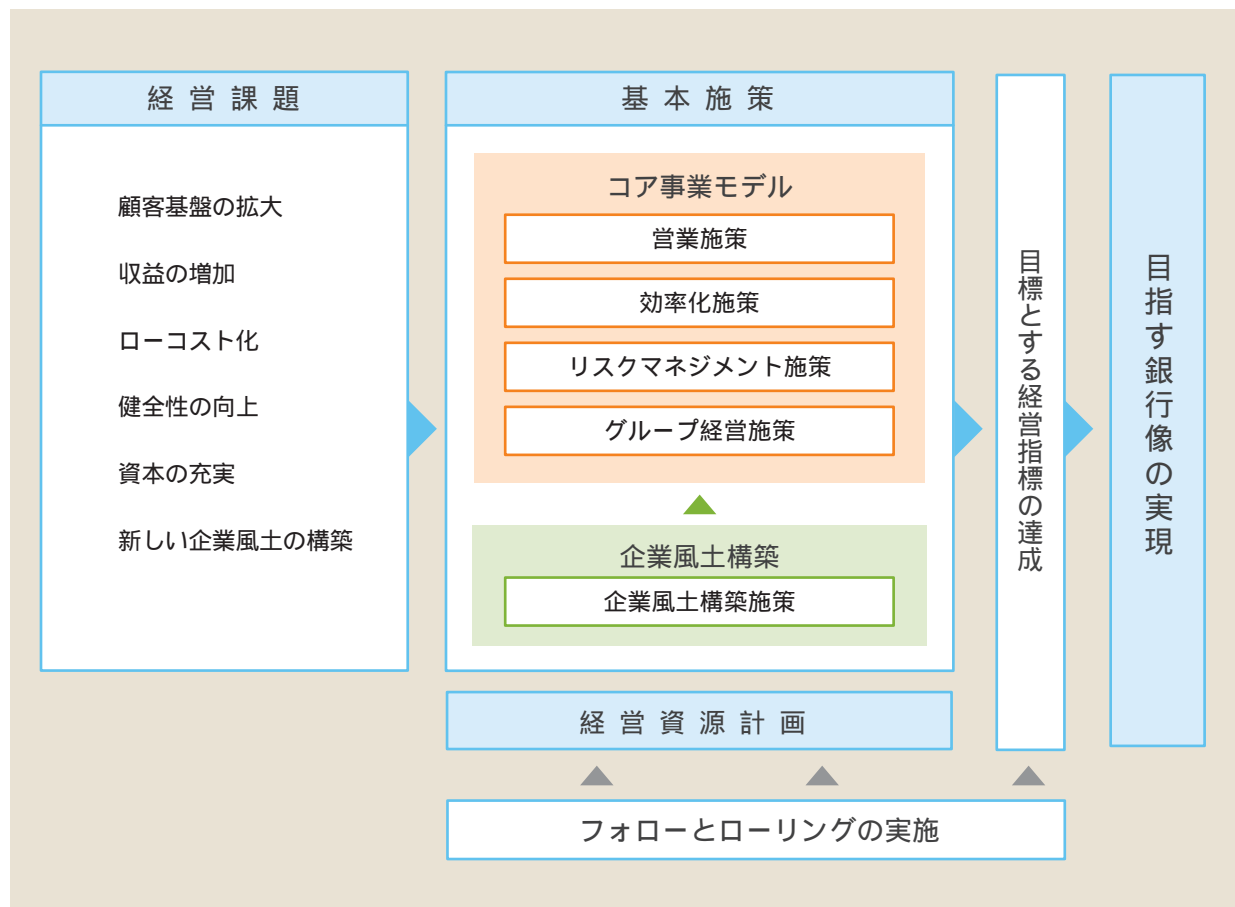
「アクティブNCB」における目指す銀行像

福岡県内を中心とした九州域内において、
中小企業・個人取引で競合他行に比べ圧倒的優位性を確保し、
九州No.1バンクとしての地位・存在感の確立を目指す。

中小企業・個人取引で九州No.1

目指す銀行像実現のためのロードマップ

対処すべき6つの経営課題に対し、5つの基本施策(アクションプラン)を策定し、その実施により、課題を解決し、目標とする経営指標の達成と目指す銀行像の実現を図ってまいります。

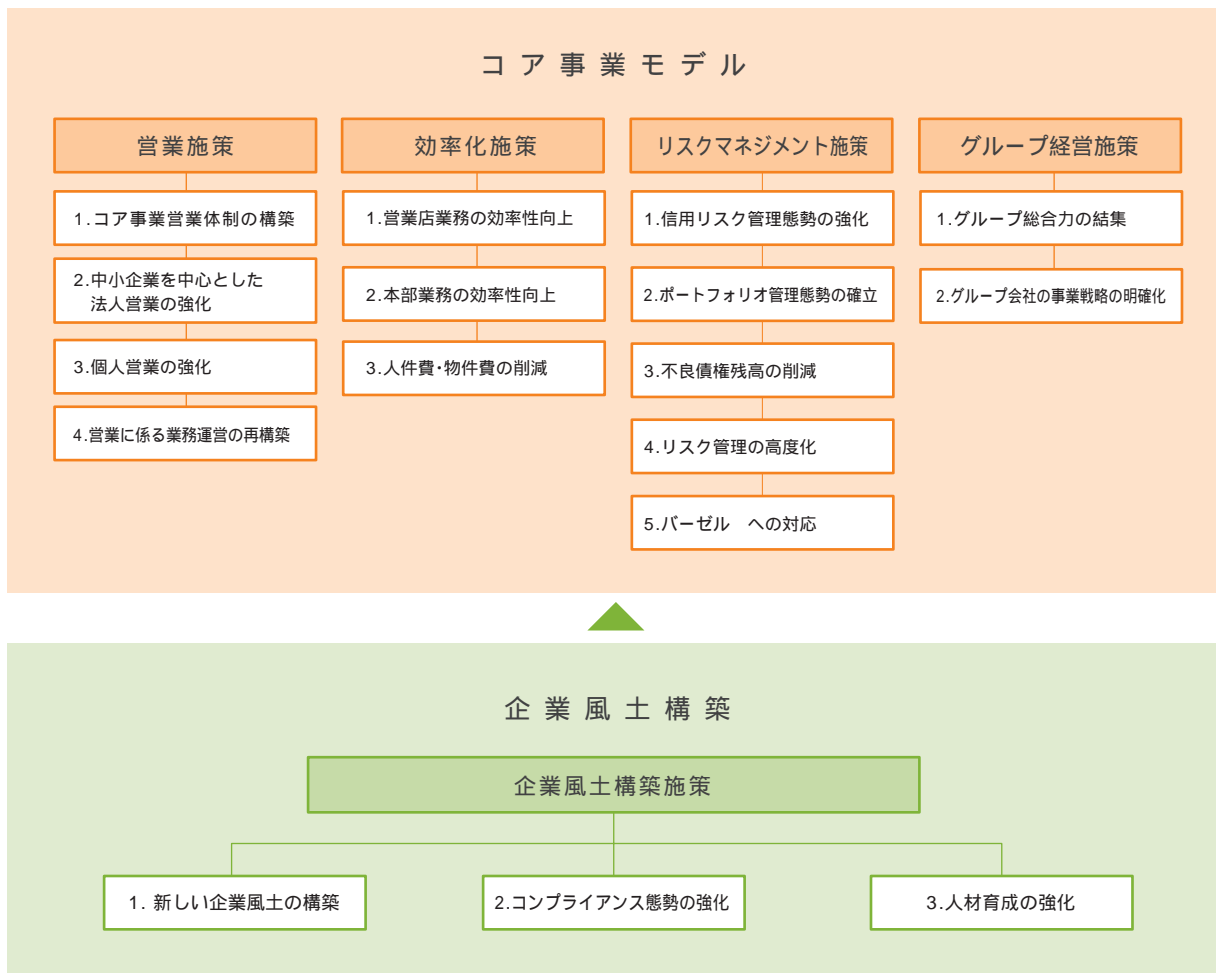


目標とする経営指標(平成21年3月期)

顧客基盤の拡大	中小企業等貸出の残高・先数 個人ローンの残高	九州No.1
収益の増加	コア業務純益 経常利益 当期純利益	700億円以上 500億円以上 300億円以上
ローコスト化	OHR(経費÷コア業務粗利益)	50%程度
健全性の向上	金融再生法開示債権比率	4%程度
資本の充実	連結自己資本比率 うちTier 比率 繰延税金資産比率(対Tier、単体ベース)	8%以上 6%以上 10%程度
マーケット評価の向上	格付 時価総額	地銀上位水準 九州地銀No.1

基本施策(アクションプラン)

経営課題を克服し、目指す銀行像を実現するために、当行の「コア事業モデル」(中小企業・個人取引を拡大するとともに、この分野での効率性を向上させリスクを巧くマネジメントすることにより、収益性をさらに高めるビジネスモデル)として、4つの基本施策と、施策遂行のベースとなる企業風土構築のための施策に取り組んでおります。



コーポレート・ガバナンス

基本的な考え方

当行では、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の重要な課題と位置付け、「経営の健全性と透明性の向上」、「意思決定の迅速化」および、「円滑な業務執行」に努めております。

会社の機関の内容

当行では、取締役会を最高の意思決定機関とし、その委任を受けた審議・決定機関である経営会議を一体化した意思決定機関と位置付けております。また、当行は、監査役会制度を採用しております。

取締役会

取締役会は、取締役16名(うち社外取締役1名)と監査役6名(うち社外監査役3名)(平成18年3月末現在)で構成され、重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督しております。

当行は、業務の健全性および適切性の確保を図るべく、社外取締役制度を採用し、外部の視点によるチェックを実践しております。また、事業環境の急速な変化に適応し、取締役の各事業年度の経営成果に対する責任の明確化を図るため取締役の任期を1年とし、取締役会の活性化を図っております。

加えて、取締役会の意思決定・監督機能強化と業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。取締役会は、原則月1回開催しております。

経営会議

経営会議は、専務以上の役員および頭取が指名する役員12名(平成18年3月末現在)で構成され、取締役会で決定した経営方針等に基づき、経営に関する重要事項についての審議・決定を行っております。また、本会議には、常勤監査役1名が出席し、適切な助言を行っております。

経営会議は、原則週1回開催しております。

監査役会

監査役会は、常勤監査役3名と非常勤監査役(社外監査役)3名の計6名で構成され、全員が取締役会に出席し、各取締役の業務執行状況を監督するとともに適切な助言を行っております。

また、監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行うとともに、監査役監査基準に従い業務監査および会計監査を実施し、必要に応じて会計監査人、取締役および内部監査部門(監査部)等から報告を受け監査役会に報告することとしております。

監査役会は、原則3ヶ月に1回開催しております。

内部統制システムの整備の状況

コンプライアンス体制の強化

当行は、コンプライアンスの基本的考え方、具体的行動の指針等を示した「コンプライアンス基本方針と遵守基準」を制定し、これに基づいてコンプライアンス体制の強化に取り組んでおります。

具体的には、経営会議メンバー及び外部の専門家を委員、常勤監査役をオブザーバーとするコンプライアンス委員会を毎月定例的に開催し、コンプライアンスに関する経営上重要な事項について、具体的かつ実質的な協議または評価を行っております。

平成18年3月期においては、平成18年2月にコンプライアンス統括部署である「経営管理部コンプライアンスグループ」を「経営管理部コンプライアンス統括室」と改め、頭取直轄とすることにより、コンプライアンス統括部署の組織上の位置付けを強化いたしました。

また、本店営業部、ブロック長店舗など一定規模以上の営業店等に、経営管理部コンプライアンス統括室所属のコンプライアンス・オフィサーを新たに配置することにより、全行的な法令等遵守状況の点検・指導体制を強化いたしました。

内部統制の適切性・有効性の検証

内部統制の適切性・有効性については、「内部監査規程」に基づき、全ての業務部門から独立した内部監査部門である監査部（平成18年3月末現在 人員52名）が検証・評価し、問題点等の改善提案等を被監査部門に対して行うとともに、監査結果等を毎月、取締役会、経営会議および監査役に報告しております。また、会計監査人との情報交換を行うことで、客観的かつ効率的な内部監査を実施するよう努めております。

リスク管理体制の整備状況

当行は、リスク管理について、その重要性を常に認識し、銀行業務から発生する全てのリスクの内容を適切に管理することにより、健全な経営基盤の確立と安定収益の確保に取り組んでおります。

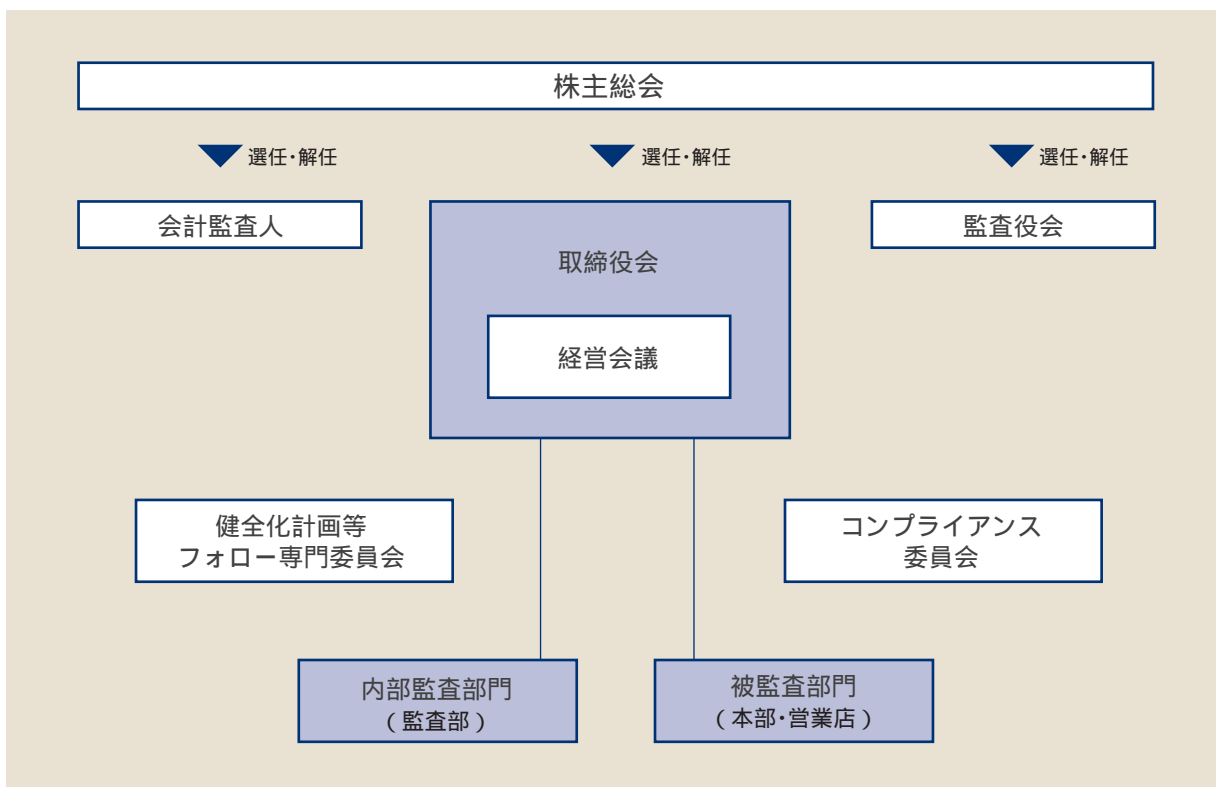
具体的には、各リスク所管部署でリスク測定・管理手法の研究等を行い、その結果等を踏まえて、リスク管理の統括部署である経営管理部で全てのリスクの把握・統制を行っております。

コーポレート・ガバナンスの充実・強化に向けた取り組みの実施状況

当行は、目的や役割に応じ取締役会または経営会議に対して企画答申を行う委員会等を設置しており、外部の視点を取り入れることで、委員会機能の強化・充実を図っております。

「コンプライアンス委員会」においては、同委員会機能の更なる充実・強化を図る観点から、平成17年1月より外部の専門家2名を外部委員として招聘しております。また、大口与信に係るリスク管理の重要性に鑑み、外部の視点からリスク管理状況をフォローし、取締役会等に諮問する機関として外部の専門家3名を構成メンバーとする「健全化計画等フォロー専門委員会」を平成17年4月に設置いたしました。

コーポレート・ガバナンス体制の概要



法令等遵守態勢

当行は、法令等遵守を経営の最重要課題のひとつと位置付け、法令等遵守態勢が地域社会や取引先等との信頼関係を構築するうえでの重要なインフラであることを認識し、経営陣自らが法令等遵守に対する断固たる取組姿勢と確実な履行について不退転の決意で取り組むことを全職員に浸透させるなど、法令等遵守重視の企業風土の醸成に努めております。

1. 運営体制

(1) コンプライアンス委員会

当行は、経営会議メンバーおよび外部の学識経験者(弁護士・大学教授 各1名)を委員、常勤監査役をオブザーバーとする「コンプライアンス委員会」を定期的に開催しており、法令等遵守に関する経営上重要な事項および当行の法令等遵守状況について、銀行外部の視点からの助言・提言等も交えた、具体的かつ実質的な協議または評価を行っております。

(2) コンプライアンス統括部署による一元管理体制

当行は、法令等遵守関連事項の一元管理体制を整備しております。平成18年2月には、コンプライアンス統括部署を「経営管理部コンプライアンスグループ」から頭取直轄の「経営管理部コンプライアンス統括室」に格上げすることにより、コンプライアンス統括部署の組織上の位置付けを強化しました。

各部店にて発生した法令等遵守に関する事案は、コンプライアンス統括部署が各業務所管部署経由で集約し、コンプライアンス統括部署から「コンプライアンス委員会」「取締役会」等に適時・適切に付議・報告する体制としております。

(3) コンプライアンス・オフィサーの配置

当行は、全行的な法令等遵守状況の点検・指導體制の強化を目的に、本店営業部、ブロック長店舗など一定規模以上の営業店等に、コンプライアンスの専担者としてコンプライアンス・オフィサーを新たに配置しました。

(4) 「ホットライン」体制

当行は、平成18年4月に施行された「公益通報者保護法」の趣旨を踏まえた上で、各部店にて発生した諸問題の早期解決・再発防止を図るため、行員が通常の報告体制とは別に、所属部店の上司を介さず、直接当該事案の所管部署に報告または相談できる報告体制(通称「ホットライン」)を整備しております。その窓口のひとつとして、行員が法令等に違反する、またはそのおそれがある行為を知った場合、任意の方法でコンプライアンス統括部署に直接報告または相談ができる「コンプライアンス相談窓口」を設置しております。

2. 法令等遵守の実践計画

当行は、法令等遵守の具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を取締役に於て半期毎に策定しております。同プログラムに基づき、法令等遵守に係る経営姿勢の明確化、報告体制の徹底、行員に対する指導・研修の充実・強化、営業店における相互牽制機能の強化および人事管理の充実・強化など、法令等遵守重視の企業風土醸成に向けた具体策の着実な履行に努めております。平成18年度の新たな施策の主なものは次のとおりです。

(1) 法令等遵守に係る研修の充実・強化

全行的な法令等遵守態勢を強化するため、パート職員・派遣社員等を含む全職員が定期的に法令等遵守に関する研修を受講する体系を整備するとともに、研修内容を充実させました。

(2) 「事務堅確化委員会」の設置

営業店における厳正な事務処理を徹底するため、代表取締役を委員長とする「事務堅確化委員会」を設置し、事務処理態勢の総点検、検証力の組織的底上げ、検査・監査等の実効性の向上に取り組んでおります。

3. 個人情報の厳正な管理

平成17年4月の「個人情報の保護に関する法律」の全面施行に伴い、個人情報取扱事業者が保有する個人情報については厳正な管理が強く求められております。

当行は、同法や業界ガイドライン等にしがたい、お客さまの個人情報の適切な保護と利用のため、態勢整備に継続的に取り組んでおります。

なお、当行の個人情報の適切な保護と利用に関する考え方および方針等は次のとおりです。

個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当行は、お客さまからの信頼を第一と考え、個人情報保護の観点からお客さまからご提供いただく個人情報を厳格に取扱うとともに、行内体制を整備し、個人情報の正確性・機密性の保持と安全性の確保に努めます。

1. 個人情報保護への取り組み

当行は、行内組織における個人情報の管理責任を明確にしたうえで、個人情報を適切に管理し、継続的な改善に努めます。また、全役職員に対し、個人情報保護の重要性や管理についての教育を実施し、日常業務における個人情報の適正な取扱いを徹底します。

2. 個人情報の取扱い

当行は、「個人情報の保護に関する法律」及びその関連法令等を遵守し、業務上必要な範囲内で適正な手段により個人情報を取得・利用し、目的外の利用はいたしません。

当行は、当行が保有する個人情報の利用目的(「当行における個人情報の利用目的」のとおり)に関する通知及び当該情報に関する開示・訂正・利用停止等のご請求に対応いたします。

なお、利用目的に関する通知及び開示手続きにつきましては、当行所定の手数料を申し受けます。

3. 個人情報の安全管理

当行は、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等を防止するため、適切な人的、組織的及び技術的なセキュリティ対策を講じ、安全管理に万全を尽くします。

4. 個人情報に関するお問い合わせ・苦情等のお申し出先

当行が保有する個人情報の利用目的に関する通知及び当該情報に関する開示等のご請求のお問い合わせならびに個人情報の取扱いに関するご質問・苦情等については、以下の窓口にて対応いたします。

(1) 個人情報に関するお問い合わせ・苦情等のお申し出先

当行の全営業店窓口及び、総務部お客様サービス室 福岡市博多区博多駅前1丁目3番6号 TEL 0120-162-105

(2) 当行が加盟する「認定個人情報保護団体」

当行は、個人情報保護法上の認定を受けた認定個人情報保護団体である以下の団体に加盟しております。

各団体では、加盟会社の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。

< 銀行業務等 > 全国銀行個人情報保護協議会 <http://www.abpdpc.gr.jp/>

【苦情・相談窓口】TEL 03-5222-1700

または、お近くの銀行とりひき相談所 <http://www.zenginkyo.or.jp/torihiki/>

< 信託業務、銀行業務等 > 信託協会(信託相談所) <http://www.shintaku-kyokai.or.jp/>

【苦情・相談窓口】TEL 03-3241-7335 または0120-817-335

< 証券業務 > 日本証券業協会(証券あっせん・相談センター) <http://www.jsda.or.jp/>

【苦情・相談窓口】九州支部 TEL 092-751-3950

または、お近くの証券あっせん・相談センター

4. 金融商品の販売等に係る勧誘方針

当行は、「金融商品販売法第8条(勧誘方針の策定)」に則り、金融商品の勧誘に当たって次の事項の遵守に努めております。また、確定拠出年金業務に係わる「企業型年金に係わる運営管理業務のうち運用方法の選定および加入者等に対する提示の業務」および「個人型年金に係わる運営管理機関の指定もしくは変更業務」につきましても、同様に遵守することに努めております。

西日本シティ銀行の金融商品の販売等に係る勧誘方針

1. 当行は、お客さまの知識、経験、財産の状況および投資目的に照らして適正な情報の提供と商品説明を行いません。
2. 当行は、お客さま自身の判断と責任においてお取引いただけるよう、商品の内容やリスクの内容などの重要事項について、十分にご理解をいただくよう努めます。
3. 当行は、お客さまの信頼の確保を第一義とし、不確実な事項に対する断定的判断の提供や事実と異なる情報の提供など、お客さまの誤解を招くような説明・勧誘は行いません。
4. 当行は、正当な理由なく、早朝・深夜の勧誘など不適切な時間帯やお客さまに迷惑な場所などで勧誘を行いません。
5. 当行は、お客さまに適切な勧誘ができるよう商品知識の習得に努めます。
6. 商品の説明・勧誘などについて、お気づきの点がございましたら、最寄りの窓口までご連絡ください。

リスク管理の体制

規制緩和の進展や金融技術の急速な発達等に伴い、ビジネスチャンスが拡大する一方、金融業務に係るリスクは多様化・複雑化しており、リスク管理の重要性がますます高まっております。

当行では、リスク管理の強化を経営の最重要課題のひとつと位置付け、健全な経営基盤の確立と安定した収益を確保するため、リスク管理体制の強化・充実に努めております。

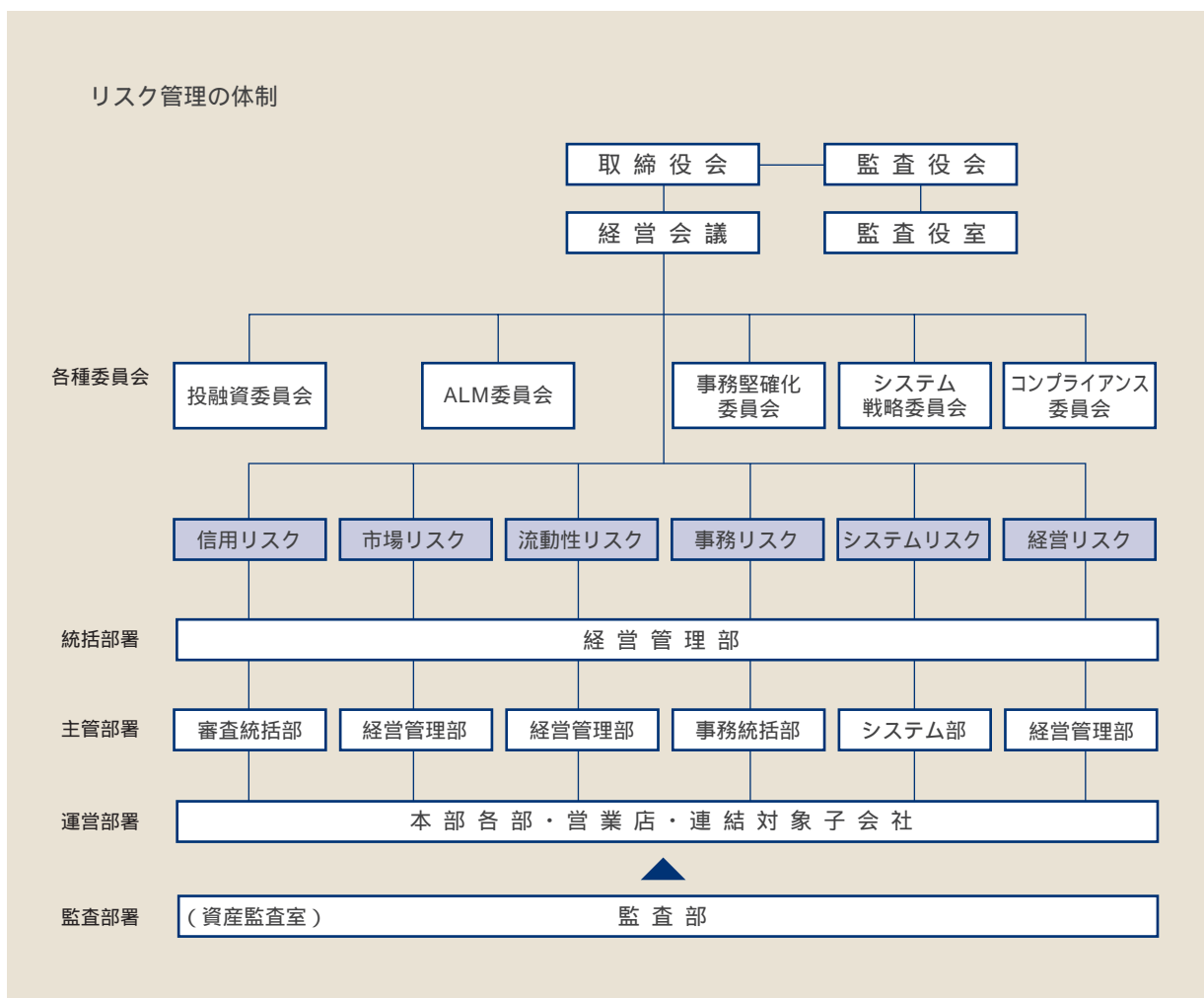
統合リスク管理

当行では、管理すべきリスクの種類、リスク管理組織、リスク管理方針、運営方法等をリスク管理の基本規程及びカテゴリー毎の個別規程に明確に定めているほか、経営管理部をリスク統括部署として、銀行全体のリスクを統合的に管理するリスク管理体制の構築を進めております。

具体的には、金融業務に係るリスクを信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、経営リスクの6つのカテゴリーに分類し、リスクの特性に応じて管理しております。

計量化可能なリスクは、リスクを一定範囲に抑えリスクに見合った収益を確保する観点から、統計的手法であるVaR(バリュー・アット・リスク)によりリスクを計量化し、リスク顕在化に備えたリスク資本の配賦、リスク調整後収益の計測・評価等に取り組んでおります。

また計量化が困難なリスクは、リスクの顕在化を防止する観点から、予防的対策を講じることにより、リスクの極小化に努めております。



信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により貸出金等の元本や利息が回収できなくなるリスクをいいます。

当行では、信用リスクが最重要リスクであるとの認識のもと、基本的な行動規範として制定している「信用リスク管理方針(クレジット・ポリシー)」に基づき、信用リスク管理の強化に取り組んでおります。

貸出取引の個別案件ごとに厳正な審査基準に基づいた審査を行っているほか、特に一定の基準を超える案件については、審査部の専門スタッフによる高度な審査を通して資産の健全性の維持に努めております。

貸出ポートフォリオについても、「信用格付制度」をベースに「信用リスクの定量分析」や「業種別ポートフォリオ管理」を通じて、特定の業種やお取引先に偏ることのないようリスク分散に留意しております。

また、適正な償却・引当を実施するため、資産の自己査定を行い、監査部内の資産監査室において自己査定の実施状況及びこれに基づく償却・引当の妥当性を監査しております。

市場リスク管理

市場リスクとは、金利、有価証券などの価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクをいいます。

当行では、市場取引の執行部署(フロントオフィス)と事務処理部署(バックオフィス)を明確に分離し、市場部門から独立した経営管理部をリスク管理担当(ミドルオフィス)として市場リスク関連規程等の遵守状況をチェックするなど、相互に牽制を行う体制を整備しております。

また、BPV、VaR法等の複数のリスク計測手法により、管理手法の高度化を図る一方、市場リスクの許容限度を設定し、許容できる一定の範囲内に市場リスクをコントロールすることにより、安定した収益の実現に努めております。

流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により資金繰りに支障をきたし、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることなどにより損失を被るリスクをいいます。

流動性リスクが顕在化した場合、経営破綻やシステミックリスクが発生する懸念もあることから、当行では重要なリスクの一つと認識しており、ローンポジションの維持、十分な支払準備資産の確保、いろいろな緊急事態を想定した「コンティンジェンシープラン(危機管理計画書)」の策定等により、流動性リスクに備えております。

日常の資金繰りは、資金繰り管理部署である証券国際部・市場証券部が市場性資金の運用・調達等を行い、流動性リスク管理部署である経営管理部が相互牽制を行っており、円滑かつ安定的な資金繰りの維持に努めております。

A L M体制

当行では、オフバランス取引を含む当行全体の資産・負債を対象として、リスクを統合的に把握し、適正にコントロールすることで、合理的かつ効率的なポートフォリオを構築し、収益の極大化・安定化を目指した資産・負債の総合管理(A L M)を実施しております。

具体的には、経営陣をメンバーとする「A L M委員会」を毎月開催し、今後の景気動向や市場金利予測に基づき資金の運用・調達方針を決定しております。

また、預貸金、債券、株式、投信等のリスク量をVaR法により計測する一方、運用資金・調達資金の契約期間の違いから生じるギャップの分析、スプレッドバンキングによる収益管理等を通じリスクと収益の関係を把握し、市場リスクに関する重要な方針を決定するなど、戦略的なマネジメントに努めております。

事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

当行では、事務研修や臨店事務指導等を通じて事務処理水準の向上を図っているほか、事務処理の集中化、コンピュータシステムによるチェック、機械化の促進等により事務処理の堅確化に努めております。

また、内部牽制の強化の観点から、自店検査や監査部による総合監査を実施し、問題点の早期発見等、事務事故の発生防止に万全を期すとともに、内部規律の維持・向上を図っております。

システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンや誤作動等、システムの不備に伴って損失を被るリスクや、コンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。

当行では、システムの安定稼働を最優先課題として、システム障害の未然防止、障害発生時の影響の極小化とシステムの早期回復を図るため、基幹システムのホットスタンバイ、通信回線の2重化等、バックアップ体制を整備しております。

また、情報漏洩や不正使用を防止するため、安全対策に関する行内ルールを定め、厳格な情報管理を徹底しているほか、定期的にシステムリスク管理態勢に対する外部監査を受け、リスク管理体制の充実に努めております。

経営リスク管理

経営リスクとは、法令違反の行為等により損失を被る法務リスク、市場やお客さまとの間における銀行の評判が悪化することにより損失を被る評判リスク、その他、組織・体制整備の遅れ、関連会社の管理不備など、経営戦略レベルで発生するリスクをいいます。

当行では、法令遵守の体制を整備しコンプライアンスの実践・強化に努めているほか、経営内容の適切な情報開示等により経営の透明性を確保し、評判リスクの抑止に努めております。

内部監査体制

内部監査とは、内部管理態勢(リスク管理を含む)の適切性、有効性を検証し、問題点の発見・指摘にとどまらず、内部管理態勢の評価及び問題点の改善方法の提言等まで行うものです。

当行では、経営に直属し他の全ての業務部門から独立した内部監査を行う部署として監査部を設置しております。

監査部には全ての業務の内部監査に対応できる人材を配置しているほか、必要な被監査部門の全ての情報等を入手・利用できる権限を持つことにより、被監査部門から制約を受けることなく内部監査を実施しております。

また、監査結果及び発見された全ての問題点等は監査部より経営陣に直接報告する体制としております。